

学生のインターンシップ等の参加に伴う「学研災（学生教育研究災害傷害保険）」及び「付帯賠償（学研災付帯賠償責任保険）」の適用に係る学内手続きの変更について

キャリア形成支援センター

## 現 行

**官公庁 及び 広域型インターンシップ実施団体でのインターンシップのみ「覚書」を  
 交わした上で学研災・付帯賠償でカバー**

### 【包括承認方式】

キャリア形成支援センターと、**官公庁および広域型インターンシップ**（※）**実施団体**間で「覚書」等を交わしたインターンシップのみ、大学行事扱いとなり、学研災・付帯賠償が適用される。

※ 九州各県の県庁またはインターンシップ推進組織等を通じて、受入企業リストの交換、マッチング及び連絡調整を行うことにより、九州各県の大学生が県域を越えたインターンシップを体験できる制度

## R 5 年度 冬季休暇 以降

**学生が個人で申し込むインターンシップやキャリア形成支援プログラムもキャリア  
 形成支援センターから承認を受けることにより学研災・付帯賠償でカバー**

### 【包括承認方式】

キャリア形成支援センターと、官公庁および広域型インターンシップ実施団体間で「覚書」等を交わした**キャリア教育（タイプ2）・インターンシップ（タイプ3.4）**は、大学行事扱いとし、学研災・付帯賠償を適用する。

### 【個別承認方式】

**学生が、個人で申し込んだキャリア教育（タイプ2）・インターンシップ（タイプ3.4）のプログラムでも事前にキャリア形成支援センターへ届出を行い**、キャリア形成支援センター長が、当該活動を個別に大学行事であるとの承認をすることで、学研災・付帯賠償を適用する。

### 承認における条件

これまでどおり、長期休暇中及び授業のない休日等に開催され、学業・試験に影響しないこと。タイプ1（会社説明会等）の単日のものについては、大学行事として認めない。保険適用の範囲は、学研災が定める範囲とする。

## 変更の理由

学研災は、学生が**教育研究活動に被った災害に対し必要な給付を行う制度**です。加入については、大学ごとに「全員加入」または「任意加入」の選択方法があり、本学は、「任意加入」を導入しています。

大学生協が販売する「学生総合共済」への加入については、大学行事以外の災害・傷害においても補償されていますが、入学時に、特定の実習・実験が見込まれる場合や実家生には、保険料が安価な学研災への加入を案内するため、**一定数の学生が学研災に加入**しており、個人で申し込むインターンシップ等に保険の適用を受けずに参加するケースも多いと考えられます。

令和5年度の三省合意の改正（裏面参照）を受け、個人で申し込むインターンシップに参加する学部3年以上の学生はもちろんのこと、1.2年生で各企業が実施するキャリア教育プログラムに個人で申込み、参加する学生も増えることが予想されるため、このようなインターンシップ等（タイプ2.3.4）もキャリア形成を支援する観点から個別承認方式にてキャリア形成支援センターで確認を行ったうえで大学行事扱いとし、学研災・付帯賠償を適用することになりました。



# 令和5年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります

- 令和4年6月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（3省合意）を改正し、大学生等のキャリア形成支援に係る取組を類型化するとともに、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直しました。  
(「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」(経団連と大学関係者で構成)が令和4年4月に公表した報告書を踏まえた見直しです。題名も「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」に改めています。)
- この改正は、令和7年3月に卒業・修了する学生(学部生ならば令和5年度に学部3年生に進学する学生)が、令和5年度に参加するインターンシップから適用されます。中小企業やスタートアップ企業においても、職場での就業体験を組み込んだインターンシップの実施を自社の魅力・良さ・仕事のやりがい等を学生に伝える機会と捉え、前向きにご検討ください。

## 改正のポイント

### ① インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

#### 「インターンシップ」とは称さない

就業体験を必須とせず、「個社・業界の情報提供等」や「教育」が目的

タイプ1 オープン・カンパニー

タイプ2 キャリア教育

#### 「インターンシップ」と称して実施

就業体験が必須 「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」が目的

タイプ3 汎用的能力・専門  
活用型インターンシップ

タイプ4 高度専門型インターン  
シップ(試行)

### ② 一定の基準を満たすインターンシップ(タイプ3)で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能



#### 【一定の基準とは】

- ・就業体験要件(実施期間の半分を超える日数を就業体験に充当)
- ・指導要件(職場の社員が学生を指導し、学生にフィードバックを行う)
- ・実施期間要件(汎用能力活用型は5日間以上。専門活用型は2週間以上)
- ・実施時期要件(卒業・修了前年度以降の長期休暇期間中)
- ・情報開示要件(学生情報を活用する旨等を募集要項等に明示)

- **タイプ1~4は学生のキャリア形成支援に係る取組であって、採用活動ではありません。**  
学生は採用選考活動開始時期以降、改めて採用選考のためのエントリーが必要になります。
- **タイプや基準の詳細のほか、インターンシップ実施の際の体制整備、安全、災害補償の確保、ハラスメント対応、労働関係法令の適用、受け入れ時の公正性等の確保等の留意事項は、3省合意をご確認ください。**

3省合意文書



<https://www.mhlw.go.jp/content/1180000/00/000949684.pdf>

産学協議会  
2021年度報告書



<https://www.sangaku-kyogikai.org/activities>

産学協議会事務局  
解説動画



<https://youtu.be/TqHF0lgtDA>